

「ふれあいルーム」運営団体応募要領

1. 趣旨

市民が安心して子育てができる環境の整備を図るとともに、子どもの情緒の形成に資することを目的に、本市が指定する場所において、次に掲げる事項を目的とした「ふれあいルーム事業」を実施する団体を募集するものです。

- ① 子どもとその保護者の交流の場を設け、子育てに対する保護者の負担感の軽減と子育て力の向上を図る。
- ② 子どもが読書に親しむ機会を設けるとともに、読書活動にかかる保護者への支援を行う。

2. 「ふれあいルーム事業」の内容

- ① 本市が指定する場所において、乳幼児とその保護者が交流する場を、月2回または月4回（同一曜日）、1回2時間30分以上開設。
- ② ①の場で、子どもが読書に親しむ機会の提供と、乳幼児向きの本の選定等、保護者への支援を行う。
- ③ ①の場で、子育てに役立つ知識や情報を得るための機会を提供。

※事業実施にあたり、市は以下の項目を行います。

- ・場の提供（施設の優先利用、無料利用）
- ・活動助成金の交付
- ・開設日時の広報（広報ひらかた、ホームページ等でのお知らせ）
- ・市民公益活動補償保険の適用

3. 実施期間

令和8年4月～令和9年3月

※運営実績が良好な場合は、令和11年3月まで年度単位で継続して開設することができます。

4. 開設場所

月2回…蹉跎図書館、御殿山図書館

月2回または月4回…菅原図書館

※活動日は現在の開設日をふまえ、市との協議により決定します（現在の開設日は別紙参照）。

5. 体制等

- （1）開設時間中は2人以上の人員を配置してください。
- （2）読書活動推進にかかる活動を1日30分程度以上実施してください。

6. 応募団体の要件

以下のいずれかに該当する5人以上の団体とします。

- （1）子育てに関するNPO
- （2）主としてひらかた子育てサポーター養成講座修了生及び大阪府子ども家庭サポーターで構成される5人以上の団体
- （3）元保育士・元幼稚園の教諭等を中心に構成する5人以上の団体
- （4）活動実績（会員に限定しない親子交流の場の開設等）のある子育てサークル等

7. 応募期間・提出先

令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 7 年 12 月 19 日（金）

市役所別館 5 階・私立保育幼稚園課に郵送または持参してください。

※郵送提出分は令和 7 年 12 月 19 日（金）の消印有効。

8. 提出書類

- ① ふれあいルーム開設申請書（様式 1）
 - ② 団体構成員名簿（様式 2）
 - ③ 予算書（様式 3）
 - ④ 活動内容が具体的にわかる紙ベースの資料（チラシ、リーフレット等。応募用に新たに資料を作成する場合は模造紙大まで。写真等を添付して、わかりやすく工夫して下さい。）
 - ⑤ これまでにふれあいルーム活動実績がある場合は、活動時の様子が分かる写真
- ※なお、提出された申請書等は返却しません。また、応募に関し必要な費用は応募団体の負担とします。

9. 運営団体の選考

市による選考を行い、原則として 4 に規定の開設場所ごとに 1 団体を決定します。

10. 助成金の交付

運営団体には市の定めるところにより助成金を交付します。

助成金の額：年間 12 万円（月 2 回の場合）または、年間 24 万円（月 4 回の場合）。

※開設日数等により減額することがあります。

11. 助成金の対象範囲

報償金（スタッフへの報償金は対象外とする）、開設・実施に係る交通費（公共機関）、電話代・切手代等通信運搬費、玩具・紙・インク代等消耗品費、リーフレット作成のための印刷製本費など。

12. 助成等の決定の取消し

運営団体が次のいずれかに該当するときは助成等の決定を取り消すことがあります。

- （1）事業の遂行が困難であると認められたとき。
- （2）正当な理由がなく、また届出がなく事業内容を変更したとき。
- （3）その他決定を取り消すことが適当であると認められたとき。

13. 助成金の返還

前条の規定により助成等の決定を取り消した場合において、本事業の取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命じることがあります。

14. その他注意事項

- （1）虐待等が疑われる事案を発見した場合は私立保育幼稚園課に連絡してください。
- （2）保育にかかる相談等は、必要に応じて私立保育幼稚園課に連絡してください。